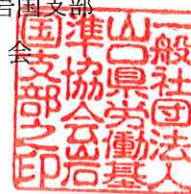


(一社)山口県労働基準協会 会員各位

(一社)山口県労働基準協会岩国支部

選挙管理委員会



(一社)山口県労働基準協会代議員選挙について

(選挙の告示)

(一社)山口県労働基準協会定款第6条第3項「代議員選出等規程」及び定款40条第4項に定める「支部管理規程」に基づき、選挙管理委員会により下記のとおり(一社)山口県労働基準協会代議員選挙を実施いたします。

なお、代議員の選出数は、定款第6条第2項の定めにより支部登録会員数の概ね60会員数に1会員の割合によって選出することとなっており、当支部は4事業所会員を選出することとなります。

また、選出された代議員の任期は、定款第6条第4項及び代議員選出等規程第3条により定時社員総会の開催を発した日(開催案内の日付)から2年間となります。

#### 記

##### 1 選挙日程

- ① 選挙の告示：[令和6年4月1日](#)
- ② 候補届の受付：[令和6年4月12日\(午前9時\)](#)
- ③ 候補届の締切：[令和6年4月12日\(正午\)](#)
- ④ 候補者の告示：[令和6年4月25日](#)(支部会員会議において)
- ⑤ 投票：[令和6年4月25日](#)(支部会員会議において)
- ⑥ 開票：[令和6年4月25日](#)(支部会員会議において)
- ⑦ 結果の告示：[令和6年4月25日](#)(支部会員会議において)

##### 2 選挙手続等

- ① 立候補の資格：支部登録会員事業所及び支部登録個人会員
- ② 届出及び受付：立候補者は、期間内に指定された場所(岩国市昭和町2丁目5-5番地)まで出向き、用意された所定の届出用紙に必要事項を記入・押印のうえ選挙管理委員会に提出する。
- ③ 上記選挙日程の④「候補者の告示」～⑦「結果の告示」は、「支部会員会議」において行う。
- ④ 立候補者が定員の場合は、無投票とする。

また、定員に満たない場合は、[4月3日開催する](#)支部幹事会での推薦会員をもってこれに充てる。

以上